

兵庫県公報

令和4年3月31日 木曜日 第7号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 規 則 | ページ |
|--|-----|
| ○ 兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則（障害福祉課） | 1 |
| ○ 公衆浴場規則の一部を改正する規則（生活衛生課） | 1 |

公布された法令のあらまし

◎兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則（規則第6号）

兵庫県立障害児者リハビリテーションセンターの更なる利用の促進及びサービスの向上を図るため、診療所の診療科目を拡充することとし、所要の整備を行うこととした。

◎公衆浴場規則の一部を改正する規則（規則第7号）

国の衛生等管理要領等の改正を踏まえ、公衆浴場について講ずべき措置の基準を見直す等所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第6号

兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター管理規則（令和元年兵庫県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第7条中「及びリハビリテーション科」を「、リハビリテーション科及び小児科（脳神経内科）」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。



公衆浴場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第7号

公衆浴場規則の一部を改正する規則

公衆浴場規則（昭和39年兵庫県規則第71号）の一部を次のように改正する。

別表第1の部3(5)中「上り用水」を「上がり用水」に、「上り用湯」を「上がり用湯」に改め、同部5(2)エ中「以上」の右に「又はモノクロアミンを1リットルにつき3ミリグラム以上」を、「遊離残留塩素濃度」の右に「又はモノクロアミン濃度」を加え、同部6(1)ア中「上り用水」を「上がり用水」に、「上り用湯」を「上がり用湯」に改め、同部6(1)ア(エ)を次のように改める。

(エ) 全有機炭素又は過マンガン酸カリウム消費量 全有機炭素が1リットルにつき3ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき10ミリグラム以下であること。

別表第1の部6(1)ア(オ)中「大腸菌群」を「大腸菌」に改め、「50ミリリットル中に」を削り、同部6(1)イ(イ)を次のように改める。

(イ) 全有機炭素又は過マンガン酸カリウム消費量 全有機炭素が1リットルにつき8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき25ミリグラム以下であること。

別表第1の部6(3)及び7中「上り用湯」を「上がり用湯」に改め、同表第2の部6(2)中「上り用水」を「上がり用水」に、「上り用湯」を「上がり用湯」に改め、同表備考3中「上り用水」を「上がり用水」に改め、同表備考4中「上り用湯」を「上がり用湯」に改め、同表備考6中「上り用水」を「上がり用水」に、「上り用湯」を「上がり用湯」に改める。

様式第1号(第2面)の部中「上り用水」を「上がり用水」に、「上り用湯」を「上がり用湯」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の公衆浴場規則様式第1号の規定による申請書については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の公衆浴場規則様式第1号の規定(以下この項において「旧様式」という。)による用紙に限り、旧様式によることができる。